

施設利用者様

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛を行った場合の保育料等の取扱い（還付）について

この度の緊急事態宣言発令に伴い登園を自粛された場合は、下記のとおり保育料等を還付しますのでお知らせします。

記

1 登園自粛要請期間及び還付対象期間

- (1) 期間 令和2年4月18日（土）から令和2年5月6日（水）
- (2) 対象園 私立認可保育園・認定こども園、地域型保育事業、新制度幼稚園（あけぼの幼稚園、中仙道幼稚園）
- (3) 費用 保育料（3歳未満児クラス）、副食費（3歳児クラス以上）

2 還付の要件

登園自粛を行った場合（日曜、祝日及び土曜日等の通常登園していない日を除く。）

3 還付内容

・保育料

月額保育料を日割り（1日以上）で還付します。

※私立認定こども園、地域型保育事業については園から還付します。

・副食費

4月18日から4月30日までに欠席日数が6日以上となる場合、月額副食費の半額を還付します。

・預かり保育

無償化の認定を受けている方で、預かり保育利用料を月額で支払っている場合は、登園自粛した日数も無償化の対象となります。

※ いずれも日曜、祝日及び土曜日等の通常登園していない日を除きます。

4 その他

実際の還付の申請及び手続きは、5月以降になる見込みです。

- ・保育料は、各園からの報告により還付します。
- ・副食費は、保護者からの還付申請が必要です。（申請用紙は園を通じて配布します。）

（問い合わせ先）

保育・幼児教育課（私立園の副食費に関すること） 086-803-1228
就園管理課（保育料に関すること） 086-803-1432